

# 公益財団法人北見市体育協会個人情報保護規程

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、「公益財団法人北見市体育協会個人情報保護方針」に基づいて、財団法人北見市体育協会（以下「市体協」という。）事務局に保有されている個人情報の適正な保護を実現することを目的とする。

(定義)

**第2条** 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができるものを含む）
- (2) 本人 個人情報によって識別される特定の個人
- (3) 職員 市体協の事務組織規程で定める職員
- (4) 個人情報保護管理者 市体協事務局において個人情報保護の取組みの実施に関する責任と権限を有する者
- (5) 利用 個人情報を有し、処理すること
- (6) 提供 個人情報を第三者へ提供又は共同利用する場合に、保有する個人情報を利用可能にすること

(適用範囲)

**第3条** 本規程は、市体協事務局が保有する個人情報の保護に関する管理業務について適用する。

- 2 個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合も、この規程に従つて、個人情報の適正な保護を図るものとする。

## 第2章 個人情報の取得

(個人情報の取得の原則)

**第4条** 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

- 2 個人情報の取得は、適正かつ公正な方法により行うものとする。

(特定の機微な個人情報の取得・利用・第三者への提供の禁止)

**第5条** 次の各号に掲げる特定の機微な個人情報については、これを取得し、利用又は第三者に提供してはならない。ただし、法令に基づく場合及び本人の同意があり、かつ業務遂行上必要な範囲においては、この限りでない。

- (1) 思想、心情及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、身体、精神障害、

犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項

- (3) 勤労者の団結権、団体講習及びその他団体行動の行為に関する事
- (4) 集团的示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項
- (5) 保健医療及び性生活に関する事項  
(取得の手續)

**第6条** 業務において新たに個人情報を取得する場合には、あらかじめ利用目的を明確にしたうえで、個人情報保護管理者に承認を得るものとする。

(本人から直接に個人情報を取得する場合の措置)

**第7条** 本人から直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項について、本人の同意を得るものとする。

- (1) 個人情報の取得及び利用の具体的な目的
- (2) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その具体的な目的、当該情報の受領者又は受領者の組織の種類、属性
- (3) 個人情報の取扱いを委託することが予定されている場合
- (4) 個人情報を与えることは、本人の任意であること、当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果
- (5) 個人情報の開示を求める権利及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在並びに当該権利を行使するための手続き

(本人以外から間接に個人情報を取得する場合の措置)

**第8条** 本人以外から間接に個人情報を取得する場合は、前条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前第2号に従って、本人の同意を得ている者から取得する場合
- (2) 個人情報の取扱いを委託される場合
- (3) 本人の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合

### 第3章 個人情報の移送・送信

(個人情報の移送・送信の原則)

**第9条** 個人情報の移送・送信は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流失等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の執行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

### 第4章 個人情報の利用

(個人情報利用の原則)

**第10条** 個人情報は、原則として、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(個人情報目的外利用)

**第11条** 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第7条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項について、事前に本人の同意を得るものとする。

2 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するために本人の同意を得る場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

## 第5章 個人情報の第三者提供及び外部委託

(個人情報の第三者提供、共同利用の原則)

**第12条** 個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者へ提供又は共同利用をしてはならない。

2 個人情報を第三者へ提供又は共同利用する場合は、第7条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項について、本人の同意を得るものとする。

3 前項の規定に基づき個人情報を第三者に提供又は共同利用する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の取扱いの委託)

**第13条** 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、個人情報保護管理者の承諾を得るものとする。

(外部委託の手続き)

**第14条** 委託先の個人情報の取扱いに関わっては、前条の規定に基づいて契約若しくは協定の内容に次の各号に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

(1) 委託する個人情報の内容、範囲、利用目的、委託先における利用態様及び委託処理期間

(2) 委託する個人情報に関する秘密保持義務の遵守に関する事項

(3) 委託する個人情報の安全管理体制に関する事項

(4) 委託する個人情報の複製及び複写に関する事項

(5) 委託に関する個人情報の取扱いの再委託に関する事項

(6) 委託終了時における個人情報の返還及び廃棄に関する事項

(7) 委託先における個人情報保護に関する教育・研修に関する事項

(8) 市体協から調査の受入及び報告に関する事項

(9) 委託する個人情報の漏えい、その他事故が発生した場合における措置及び責任分担に関する事項

2 個人情報保護管理者は、委託先において契約に違反し又は違反するおそれのあることを発見したときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

3 委託作業責任者は、委託期間中、委託先における個人情報の取扱い状況を調査し、契約に違反し又は違反するおそれのあることを発見したときは、直ちに、その旨を個人情報保護管理者に通知しなければならない。

4 個人情報保護管理者は、前項の通知を受けた場合、直ちに必要な措置を講じなければ

ならない。

## 第6章 個人情報の管理

(個人情報の管理の原則)

**第15条** 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の安全管理対策)

**第16条** 個人情報保護管理者は、個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど）に対して、必要かつ適切な安全管理を講じるものとする。

2 個人情報は、施錠の可能な場所に保管する。

3 個人情報については、外部に持ち出してはならない。ただし、業務遂行上必要な範囲において個人情報管理者の許可を得た場合は、この限りでない。

4 個人情報の保存されている情報システム、情報機器については、外部媒体の接続を制限し、ネットワークへの接続に関しては慎重で適切な取扱いを行うものとする。

## 第7章 個人情報の開示・訂正・追加・利用停止・消去

(自己情報に関する権利)

**第17条** 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

2 前項に規定に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は消去を求められた場合は、原則として、合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正、追加又は消去を行った場合は、可能な範囲で当該個人情報の受領者に対して通知するものとする。

(自己情報の権利又は提供の範囲)

**第18条** 本人から自己の情報について利用又は第三者の提供等を否定された場合は、これに応じるものとする。ただし、法令等に基づく場合は、この限りでない。

## 第8章 個人情報の消去・廃棄

(消去・廃棄の手続き)

**第19条** 個人情報の消去及び廃棄は、当該個人情報の利用目的が終了した後、合法的な期間内に、外部流出等の危険を防止するため、記憶媒体を物理的に破棄するなどの適切な方法によるものとする。

## 第9章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

**第20条** 事務局長が、個人情報保護管理者として、個人情報保護の管理業務を行うものとする。

2 個人情報保護管理者は、本規程に定めるところに基づき、個人情報保護に関する適正な規程等の整備、安全対策の実施、教育訓練等を推進するものとする。

(教育)

**第21条** 個人情報保護管理者は、職員に対して、個人情報保護の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、継続的かつ定期的に教育、訓練を行うものとする。

(報告義務及び改善)

**第22条** 個人情報保護管理者は、市体協事務局における個人情報の管理が適切に実施されていることを、市体協役員に対して定期的に報告するものとする。

2 会長は、市体協事務局における個人情報の管理について不適正があった場合には、個人情報保護管理者に対し、改善指示を行うものとする。

3 前項の規定に基づき改善指示を受けたときは、個人情報保護管理者は、速やかに適切な措置を講じ、その内容を市体協役員に報告するものとする。

4 個人情報保護管理上の違反行為及び違反の事実、又は違反するおそれがあることを発見した職員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

5 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、遅滞なく会長に報告し、かつ関係する業務の担当者に適切な処置を行うよう指示するものとする。

6 個人情報保護管理上の違反をした者は、市体協の職員就業規程等の定めるところによって処置するものとする。

(苦情及び相談)

**第23条** 個人情報保護管理者は、本人から苦情及び相談を受け付けて対応するものとする。

## 第10章 雑則

(見直し)

**第24条** 会長は、個人情報保護管理業務の実施状況などから、適切な管理業務を維持するために、定期的に本規程の改廃、見直しを個人情報管理者に指示することができる。

(運用細則)

**第25条** 個人情報保護管理者は、この規程に定めるもののほか、必要に応じて本規程の運用のために必要な事項は、別に定めることができる。

## 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。